

## 【特定施設】 設置・変更時の届出一覧

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設は、それぞれの法律毎に届出が必要になります。

また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づく工場認可もしくは指定作業場の届出がある場合は、条例に基づく各種届出も別途必要になる場合があります。

手続きの種類	手続きの概要	提出期限	根拠・様式
特定施設設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき	工事開始日の30日前まで	騒音規制法第6条 振動規制法第6条 様式第1
種類ごとの数変更届出書（騒音）	・特定施設の種類ごとの数が2倍を超えて増加するとき	変更に係る工事開始の30日前まで	騒音規制法第8条 様式第3
種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用方法変更届出書（振動）	・種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法を変更するとき	変更に係る工事開始の30日前まで	振動規制法第8条 様式第3
騒音（振動）の防止の方法変更届出書	・騒音（振動）の防止の方法を変更することに伴い、騒音の大きさが増加するとき	変更の30日前まで	騒音規制法第8条 振動規制法第8条 様式第4
氏名等変更届出書	・届出書の指名又は名称及び住所、法人の代表者を変えたとき ・所在地が住居表示の変更等により変更したとき	変更の日から30日以内	騒音規制法第10条 振動規制法第10条 様式第6
承継届出書	・特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併、分割により特定施設の全てを承継したとき	承継した日から30日以内	騒音規制法第11条 振動規制法第11条 様式第8
特定施設使用全廃届出書	・特定施設の全ての使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	騒音規制法第10条 振動規制法第10条 様式第7

Q1 騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」を提出する場合、しない場合の具体例は？

A1 直近の届出により届出た数に対し、

＜要届出＞

(1) 特定施設の種類ごとの数を増加する場合

例) 機械プレス5台の届出に対し、2倍を超える数(6台以上)を増設して11台以上にする場合

(2) 設置していなかった種類の特定施設を追加で設置する場合

例) 機械プレス5台を2台に減少し、代わりに液圧プレスを1台設置する場合

＜届出不要＞

(1) 特定施設の更新の場合及び、特定施設の大型化する場合

例) 490キロニュートンのプレスを980キロニュートンのプレスにする場合

(2) 特定施設の種類ごとの数を減少する場合

例) 機械プレス5台を4台にする場合

Q2 振動規制法の「種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書」を提出する場合の具体例は？

A2 「種類及び能力ごとの数」

(1) 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合＝届出不要

例) 1.5kWのせん断機5台を4台とする場合など

(2) 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合＝要届出

(3) 特定施設の更新により、新たな能力の特定施設が設置される場合には、すでに届け出た台数以内であっても＝要届出

「特定施設の使用の方法」

例) 特定施設の使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを行う場合＝要届出

Q3 工場等の移転により、所在地が変更される時は？

A3 もとの場所の特定施設については、特定施設使用全廃届出が必要になります。

移転先については、特定施設設置届の手続きが必要になります。

※特定施設の増設と騒音防止の方法変更を同時に行う場合には、騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」及び「騒音の防止の方法変更届出書」の両方が必要になる場合があります。

※騒音規制法と振動規制法では、特定施設の台数等の変更届出の取扱が異なります。

## 【特定施設】 届出Q&A (特定施設に該当するか)

**Q1 空調機の圧縮機は、振動規制法の特定施設に該当するか？**

A1 振動規制法における特定施設の圧縮機とは、日本標準商品分類の「圧縮機」です。空調機は振動規制法の特定施設に該当しません。

**Q2 冷却塔の送風機は特定施設に該当するか？**

A2 定格出力が7.5 kW以上の場合は、騒音規制法の特定施設の送風機に該当し、届出が必要です。

**Q3 金属加工機械、空気圧縮機などで、原動機の定格出力が特定施設の届出要件に該当しない場合は、届出をしなくてもよいか？**

A3 特定施設の届出要件に該当しない場合は、騒音規制法・振動規制法に基づく届け出は不要です。（特定施設に該当しなくても、環境確保条例に基づく工場認可等が必要な場合があります。）

**Q4 定格出力が5.5 kWの原動機を3台備えた空気圧縮機は、特定施設に該当するか？**

A4 空気圧縮機は、1台あたりの定格出力が7.5 kW以上のものに限り特定施設ですので、特定施設に該当しません。

**Q5 20 kWと10 kWの定格出力の原動機を1台ずつ備えた圧延機械は、特定施設に該当するか？**

A5 圧延機は、原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限り特定施設です。原動機の定格出力の合計が30 kWとなり、特定施設に該当します。

**Q6 馬力数表示の機械の定格出力の解釈は？**

A6 馬力数で表示された施設の定格出力の算出は、1馬力が0.746 kWに相当するものとして取り扱います。すなわち、5馬力（5PS、5HPの表示）、あるいは3馬力（3PS、3HPの表示）についてそれぞれ3.73 kW、2.24 kWとなります。